

最賃引き上げのために 何が必要か

韓国の取り組みに学んで

20春闘討論集会で、「最低賃金引き上げのために何が必要」と題して中村和雄弁護士が講演。韓国の取り組みから学び、日本の運動の課題など問題提起されました。要旨を紹介します。

韓国の最低賃金制度

韓国の最低賃金制度は1988年から開始され、2000年からすべての労働者を対象とする制度になりました。韓国では全国一律制度です。最低賃金額(時給)は、1990年690ウォン、2000年1600ウォン、2010年4110ウォン、2016年6030ウォンと引き上げられ、2018年は16.4%の引き上げで7530ウォン、2019年は10.9%引き上げで8350ウォン(10ウォンが約1円)になっています。



中村和雄弁護士▶



熱心に話を聞く参加者

候補者全員が最低賃金1万ウォン実現を公約したことに示されるように、最低賃金の大幅引き上げなど低所得層の底上げで経済活動が活性化すると理解が一般的に定着していることがあげられます。また、審議会メンバーには労働側に2つのナショナルセンター、非正規センター、青年ユニオンが入り、使用者側に5つの使用者団体と日本の民商のような零細事業主の団体も入るなど、日本の審議会の構成とはずいぶん違っています。そして、労働団体、社会運動の団体、シンクタンク、政党などたくさんあるのが「最低賃金連帯」という最低賃金引き上げをめざす運動体をつくっていることも重要なことです。

未満の事業主に対し90%減額、10人未満の雇用の事業主に対し80%減額、③クレジット手数料の一部負担、④商店街の賃借料規制・フランチャイズ手数料規制の4つの支援制度があります。

韓国の最賃大幅引き上げの背景

ローソク革命と呼ばれる前政権打倒闘争の

韓国の最低賃金の推移と支援策

韓国の最低賃金制度額の変化

1990年 690ウォン (10ウォンが約1円)
2000年 1600ウォン
2010年 4110ウォン
2016年 6030ウォン
同年の日本の全国加重平均822円

2018年 7530ウォン (16.4パーセントの引き上げ)
2019年 8350ウォン (10.9パーセントの引き上げ)

「週休手当」を勘案すると 1002ウォン
日本の加重平均を上回る

中小零細企業支援

- ① 雇用安定資金支援
30人未満の事業主に対し、雇用人1人あたり時給1500ウォン分を支給
- ② 社会保険料等の減免
5人未満の事業主に対し90%減額
10人未満の事業主に対し80%減額
- ③ クレジット手数料の一部負担
- ④ 商店街の賃借料規制・フランチャイズ手数料規制



東山地区労では、常任幹事会の定例開催を大事にし、月1回行っています。会議では各組合の活動交流が活発に行われています。また、東日本大震災被災者支援・原発ゼロリーディング宣言を毎月1回取り組み、通算100回を超えました。こうした地道な活動を大事にしていきたいと考

2020 地域で元気に たたかいを

広大な地域でも 地道に活動を展開中

船井地労協

船井地労協は、京丹波町と南丹市の労働組合の集まりです。広大な地域ですので、一堂に会しての取り組みがなかなか難しいのですが、主なものとしては、メーデー・平和行進・ボウリング大会です。メーデーは、他団体とともに実行委員会を組織して取り組んでおり、毎年100人前後の参加で行われています。地労協独自の取り組みとしては、ボウリング大会を行っています。毎回楽しく交流しています。改憲反対行動や広い意味での平和運動などは市町村合併までの旧町単位で行われることが多く、地域9条の会を核にして園部・八木・日吉・美山・京丹波それぞれでプラスタ宣言などが毎月定



昨年12月の定期大会の様子

「戦争法N O!南丹・京丹波ネットワーク」では、月19日前後に街頭アピールを4年間続けています。広大な地域でも、地道に活動を展開していきたいと思

常任幹事会の定例開催を大事にして

東山地区労

えています。昨年12月12日に、第31回定期大会を開催しました。大会では、各労組から

た。大会では伊藤議長が開会あいさつ、京都総評の柳生事務局長が連帯あいさつを行い、つなぐ京都2020の福山和入さんからメッセージが寄せられました。大会では、各労組から

「賃金闘争の経験」「保育労働の現場のきびしさ」「職場分会での活動と仲間増やしに取り組み、特に、非常勤労働者の組合加入」などの発言があり、大いに活動交流ができました。

大会では、20春闘と京都市長選挙での福山さんの勝利への奮闘を誓い合う場となりました。これからも東山地域で労働組合の姿を見せ、地道な活動をすすめていきたいと考えています。

『労働法はぼくらの味方!』(岩波ジュニア新書)

谷田 健治

著者の笹山尚人さんは、青年労働者や非正規雇用労働者など弱い立場にいる労働者の権利を守る弁護士です。公立高校に通う慎吾君が夏休みにハンバーガーショップでアルバイトを始めるところから話が始まります。慎吾君の仕事体験を通して起こってくる様々な

問題に、弁護士である尚平おじさんが相談にのるといふ形式で話が展開されていきます。があるのか、本来は学校を卒業して社会に出るときに、自分たちにはどのような権利があるのか、本来は学

校で教えるべきですが、その機会がほとんど保障されていないのが現実です。本書は岩波ジュニア新書ですので、中高生にまず読んでほしいです。でも労働相談に携わっている者にとっても大変役立つ本だと思



書名・労働法はぼくらの味方!(岩波ジュニア新書)
出版社・岩波書店
著者・笹山尚人
定価・800円+税